



いいたて 議会だより

平成24年9月定例会
No.
56
2012.11.5

発行：福島県飯館村議会
編集：議会広報編集特別委員会



幼稚園(草野・飯樋)の合同運動会

決算審査特別委員会	2~3
議案審議	4
一般質問	5~10
常任委員会活動報告	11
議会のうごき・編集後記	12

特別委員会

平成23年度の予算執行について、総括的検討を加える決算審査特別委員会が、9月18日～20日に開催されました。その審議内容の一部を掲載します。

財政

質問

歳入歳出の財政運営と地方交付税等の税収について、また、特別交付税、震災復興特別交付税の事前協議の機会があったのか。

答弁

特別交付税については、事前に四月から準備をし村長が国のほう

に出向いて要望した。

五月三十一日の大臣要望の際十二億ほど配分要望したうち、災害対策費十四億ほど入った。要望の内容は五点で、災害対策本部の経費、災害弔慰金及び見舞金の経費、行政機能の維持に要する経費、被災者支援に係る応急対策の経費、その他の災害対策経費等を要望した。



▲仮設小学校校舎

質問

決算規模で十一億を超える黒字決算となった要因について伺う。

答弁

国に特別交付税の増額と県に対しても補助事業等を推進したことにより、一般財源の支出が最小限に抑えられた。



▲いやしの宿

災害対策

質問

「いやしの宿いいたて」賃貸借料に百万円支出しているが、そのほかの経費は。

答弁

需用費の電気料、ガス代、水道料と経費を支出している。特に多

質問

いのは電気料と水道料である。その他、保守点検料や業務料が七十万円、土地代は九十九万九千六百円。合計で千百三十五万四千円支出している。

災害弔慰金支給基準及び判断の方法について、また、認定されなかった件数は。

答弁

申請件数は五十九件で、六回の審査会を実施し三十件認定した。原発事故を要因とするという判断は非常に難しく、入院、治療の有無など、個別のケースそれぞれについて十分調査協議した上で認定した。



決算審査

健康

質問

子どもの甲状腺がんを含め、放射線被ばくによって起こる病気は二年から四年位で現れるといわれているのに、なぜ、早急にガラスバッチ式の線量計を配付しなかったのか。また、配付しないと決めた理由は何か。

答弁

周辺のいくつかの市町については、積算線量を計るガラスバッチ式線量計を配付して対応しようだが、村としては、瞬間線量と積算線量の両方が計れる線量計を持つことで放射線対策をしていきたいという理由から、それら二つの機能を持つ線量計を配付することにした。



▲線量計の使い方の説明を聞く保護者

質問

内部被ばく検査を三百五人受検しているが、全体の検査結果は把握されているのか。

答弁

村では、実行預託線量が一ミリシーベルト未満の人が三百五人で、一ミリシーベルト以上の人はいないという結果であった。

質問

県で実施した検査の結果は。

答弁

受検者数一七三五人中一人だけ一ミリシーベルトを超えていた。

質問

甲状腺検査の結果をどうとらえどのように対応していくのか。

答弁

甲状腺がんについては影響があらわれるのは四、五年ぐらい先と言われているので、今後継続して検査を実施していく。

復興

質問

飯館牛ブランド継承事業については一頭当たり十万円を百三十六頭分支出したが、今後、何らかの制限があるのか。

答弁

避難先において村の優良雌牛を導入し飼育するという方を対象として、ブランドの継続性を図る点からも行った事業である。避難先

での飼育の実態を調査しながら検討していきたい。

質問

「きこり」の震災復興工事費を支出したが、どのような活用を図る予定なのか。

答弁

除染の請負業者から貸してほしいとの要望があるので、一階部分のみの利用を検討している。



▲飯館ブランド牛

議案審議

ザ・議論

9月議会では一般会計と特別会計の補正予算案と6件の条例改正案が審議されました。

その議論の一部を紹介します。

本庁舎(飯館村役場庁舎)石畳修繕に二千万円「後年度負担を考慮した工法で」

質問

今の時点でなぜ修繕を行う必要があるのか。過去にも石畳が動き、何度も修理を行い、車の走行にあたって不評であった。舗装を施すことが適切と思えるが。

答弁

庁舎の除染によって石畳の目地が除去されており、目地詰めを行う必要がある。また底と目地にモルタルを使

用することで動かない施工をしたい。国からの百パーセント補助を活用したい。

質問

当時は飯館村の特産として御影石を用いた石畳であったが、段差があつて現在はいまより評判がよくないのでは。

答弁

車の走行にあつて、どのような対応が可能か検討してみたい。



▲考慮すべき本庁舎前の石畳

独自に給食センターを設置「その意義をどのように考えるのか」

質問

避難状況継続の中で独自に学校給食センターを設置する意義をどのように考えているのか。

質問

広域で運営する給食センターとは異なる教育的価値を追求すべきではないか。

答弁

避難先に設置する給食センターとして今後の課題としたい。

質問

財源は国の補助事業

避難解除準備 区域の村道 維持管理

に該当可能か。

答弁

31路線の村道が対象で、百パーセント補助事業であり、路肩草刈り、側溝泥上げ、支障木伐採などが可能となる。

質問

避難解除準備区域の四行政区のみの対応とのことだが、居住制限区域については該当外なのか。

答弁

指定された区域のみを設定である。

質問

今後、村としては居住制限区域まで含めて要望を出すべきでないか。

答弁

幅を持たせてお願いできるか検討したい。

村政

ここが ききたい？

一般質問 Q&A



菅野 義人 議員

質 県民健康調査結果、
信頼回復を基本に

答 調査結果は、
順次村で集積管理を

質問

県の健康管理調査によると、推測された外部被ばく線量は、先行調査区域では飯館村民が比較的多い結果が発表された。これが不信任の根源であり、その解消のためには、県に委ねるだけでなく、データを一時的に活用できる体制を整えるべきではないか。

答弁

推定が確実な数値とは言えないが、県とデータを共有化し、順次村の健康診断結果と合わせて整理していくよう進めたい。

質問

復興のための新産業の検討を今から行うべきでないのか。特に農地を使ったエネルギー



▲外部被ばくを推計
(県民健康管理調査)

答弁

高齢者が多く、若い人が戻りにくい状況のなかで農地からのエネルギー生産は簡単ではないと予想されるが、収支や可能性を含めて検討することになっている。

質問

村民アンケートの結果から、帰村時の主体は高齢な農業者であることが予想される。これらの方々が生活を

答弁

町村単独で国に要望するだけでは不十分なので、県にもきちんと声を届けてもらいたいと要望している。特に母屋以外の古い建物についての評価について県を動かすことで改善を求めていければと思っている。

高線量地域の除染方法の改善を

質問

国が示した除染方法は基本的に同一であり、高線量地域は除染を実施しても高いまま残る可能性がある。除染範囲の拡大など要求すべきである。

答弁

高線量の範囲認定や手法などで難しいと考えるが、要求する事は大切であると考えている。

質問

このほど国の考え方により東京電力が示した財物賠償は、農村の暮らしや、農家の資産に対しては非常に低い基準を示している。村として、具体的にどのような評価方式の改善を求めるつもりか。

**財物賠償について
どう改善を求めるか**

答弁

農地とかがわったなかで生活の糧を得たり、農地を耕作することで生活保障が可能となる仕組みや、追加除染などで収入を得ることなども考えて行かねばならない。



松下 義喜 議員

質 村民の健康補償と被ばく補償について

答 他の市町村と足並みをそろえて、国と東京電力に求めていく

質問
村として村民の健康をどのように守り、更に健康に対する補償はどのようにするのか村の考えを伺う。また、「までいなからだ」の健康手帳の活用について伺う。

答弁
長引く避難生活や放射線への不安などで、

村民の健康に様々な影響を及ぼすと考えられるので、全村民を対象とした継続的な検査と「放射線内部被ばく検査」及び「子どもたちの甲状腺検査」を定期的に実施し、県民健康調査とあわせて長期的に健康状態の把握に努める。

健康に対する補償は、現在、診療に係る一部

負担金の免除、国保税の免除措置が取られており、平成二十五年度以降も継続するよう要望する。万が一今回の原発事故に伴う被ばくによって健康被害が生じた場合の責任は、原発事故の加害者である国と東京電力にあると考える。

「までいなからだ」の健康手帳はほぼ同じ内容の県民健康調査が行われたことから、今後村としては、県の調査に協力しながら県や研究機関の力を借りて健診の結果を分析し、村民の健康を継続的に見守っていく。

村民の相談窓口の設置について

質問

戻りたい、戻りたくても戻れない、戻らない人のための、村民相談窓口を設置すべきでないか伺う。

答弁

相談窓口としては、今年四月新たに生活支援対策課を設け、顧問弁護士による定期相談など、避難生活を続ける村民に寄り添い、個別の様々な相談に耳を傾け総力を挙げて課題解決に努力している。世代や男女においても意識に差があるので、村民の声をよく聞いて復興のための施策に反映する。



▲健康調査(ホールボディカウンター)

質 村民の要望に答えられる復興計画に

答 村民の希望に寄り添った各種施策を実施

質問

復興計画は村民の意思を尊重し、中、長期的な視点に立ち、村民の要望に応じた対応を

り添ってハード・ソフト

答弁

それぞれの希望に寄



飯樋 善二郎 議員

や子育て支援を考えている。

質問

復興住宅は最重要課題と考えるが、どう対応して行くのか。

答弁

トの各種施策を講じていく。実施に当たっては民間の力を最大限活用し、帰村を望む方には復興住宅や再生可能エネルギーを活用した村内拠点、雇用の場などを整備し、戻りたくとも戻れない方には村外に復興住宅やキッズガーデンなど、若い親が子育てしやすい環境

除染と賠償の課題解決策は？

質問

国が示している本格除染方法には、まだ解決されていない多くの課題があるがどう進めるのか。また、仮置き場の期間、解体除染を希望する家屋の廃棄物の処理方法、財物の補償、放射線量の低減、除染範囲などをどう解決していくのか。

答弁

仮置き場は保管面積が不足するため、新たに3カ所を候補地として現在所有者と協議中。所有者から設置の了解を得たのち、造成工事に着手したいと考えている。現地説明の中で出された課題等、村民の意向を充分聞き納得できる除染方法で実施するよう、国に要請していく。

質問

国、東電が示している不動産賠償の基準では、生活再建は到底不可能と考える。被災者支援団が示す基準で取り組む考えはないか。また、住民に不平等感の生じない賠償についてどう捉えているのか。

答弁

国、東電との和解放立までには相当の時間を要すると思われる。村としては村民の生活再建優先で進めなければならぬと考えている。国が示した賠償基準での請求方法は一部問題があるにせよ、現時点では有効な選択と



▲賠償に係る地域説明会



佐藤 長平 議員

質 被災の風化を防ぐには

答 相互協定や友好交流を進める

ていけるよう、復興計画（第3版）に事業を盛り込みたいと考えている。

質問

原発事故の風化対策として、教育の場で、子どもたちに原発被災と被災支援を語り伝えるための事業はできないか、所見を伺う

くることも考えられるし、教育的価値の高いものは副読本として教育に活用することも考えられる。

原発事故の風化対策については、村として具体的な記録の内容、方法などについて、プロジェクトチームを立ち上げて取り組んでいく必要がある。

質問

原発事故被災は、月日とともに忘れられるが、私たちが受けている支援の中では、継続的な支援を約束する団体や自治体が増えている。被災の風化を防ぐための手法について所見を伺う

物を奪われたが、このような逆境の中で、「つながる」という新しい出会いも、この被災で生まれた。

被災の風化を防ぐ手法であるが、被災後本村に支援をいただいた自治体や海外の国、地域などと、相互に協定

を結ぶ、あるいは、住民がお互いに友好交流関係をつくるなど、今後も継続してつなが

答弁

原発の災害によって、私たちは沢山の大切な

具体的には、多くの資料や映像を冊子やDVDに残す方法や、資料館のような施設をつ



▲原発事故を風化させない(平成23年3月19日 鹿沼市への避難)



北原 経 議員

質 タブレットの

利用率アップを図るべき

答 今後、広報活動並びに説明に務める

質問

村全体に二千四百八十五台のタブレットが配付され、八月八日から本格稼働したが、現在の利用状況はどうなっているのか。長引く避難生活で不安を抱えている高齢者世帯にとっては特に、村からの情報提供が不安解消につながるかと考える。

答弁

本事業については八月末現在で二千四百八十三台のうち、二千二百六十一台を配付しており、九十一パーセン

トの配付率となっている。常時電源を入れて、村の情報をご覧いただくようお願いしているが、配付したばかりということでの利用率はあまり伸びていないようである。高齢者については使い方に慣れるまで時間がかかると思われるので、八名の推進委員を飯野出張所や各仮設住宅の集会所に常駐して、随時説明会を開催するとともに、希望者に対しては訪問指導も行っている。今後は、庁内に推進組織を設け情報の更新に努める一方、わかりやすい表示や内容の充実を図るとともに、より利用していただけるよう広報活動並びに説明に努めていく。



▲利用が少ないタブレット

村が事業主体となる除染工事が、今後の除染事業の先駆者となるようにすべき

質問

現在、村の除染事業は国が責任を持って取り組む村西側の本格除染と、村が事業主体となって実施する須萱地区の除染があるが、国のガイドラインによる除染と村の裁量権で行う除染の二つの除染の進め方について伺う。

答弁

村が直接発注する須萱地区除染工事と、国直轄で行う除染事業に基本的な違いはないが、村発注除染事業は、居住空間の除染に加え、農地全てを除染することになっている。除染方法は国のガイドラインに沿って実施するので違いはない。不公平にならないように進め

ていく。村発注除染工事と言っても裁量権は特にないが、除染実施時の放射線量の確認を所有者に立ち会っていただき、その際に日当を支給するというソフト事業も組み入れた予算の上乗せを考えている。



▲荒れ放題の農地



佐藤 八郎 議員

質 なぜ村は、村、村民の被害を村独自で調べて要求しないのか

答 村民の立場に立っていくことが大切であると考える

質問

村民の健康被害の実態の調査、検査し、結果をきちんと把握し、村民の立場で、東京電力と政府に要求すべきであると考えるが所見を伺う。

答弁

健診結果の分析等を行い、具体的対策に結

答弁 考え方と、今の村の執行のあり方で、村民の健康は守れるのか。

質 放置したわけではない。国から説明のあった1年間の放射能被ばく限度線量は、乳児などへの影響を考えると年間二十ミリシーベルトで、その値が避難の目安と聞いていた。

質問

食品は人が生きるための栄養源であるが、原子力発電所の爆発事故と津波により、村に避難していた方も村民も、政府や村が発表するまで放射性物質を含んだ水、食品を摂取していた。土壌中の放射線含有量について、村は、政府や一部の専門家の一定しない基準値に振り回されない基本理念を持つべきと考えるが所見を伺う。

質問

費用については、国の補填がない場合は東京電力に要求する。

答弁

今年四月に改正施行された新しい食品衛生法の基準を採用している。放射性含有量に関する作付制限の基準値については基準が設けられていないが、除染目標1キログラム当たり千ベクレル以下を基準としている。

村内から放射性物質を取り除き隔離する除染について

質問

除染とは線量を下げることではなく、放射性物質を村内から取り除き隔離することであるが、これまでの除染要求内容と成果、長期・中期貯蔵の施策計画、工程、仮置き場、仮仮置き場等の実施によって、村民の安全、安心が実現できるのか。

答弁

これまでの成果として、住居周辺除染エリアの拡大、居久根の伐採、補償方針の確約、村設定の空間線量目標値年間5ミリシーベルトの明示、倒壊家屋の解体可能などがあげられる。

中間貯蔵施設は二十四年度中に設置場所を

決め、それ以降基本設計、実施設計を行い、平成二十六年七月から本体工事を実施し、平成二十七年一月ごろから完成した工区に順次搬入し、中間貯蔵開始後三十年以内に福島県外の最終処分場に搬送するという事になっている。



▲農地モデル除染

常任委員会 活動報告

常任委員会の活動として、総務文教常任委員会が川内村の復興仮設住宅の建設状況調査、産業厚生常任委員会が村の食品及び土壌等の放射線検査結果と傾向についてそれぞれ調査を行いました。

復興仮設住宅

(総務文教常任委員会)

このほど訪問した川内村は、原発事故により「全村避難」。その後、「戻る人から戻ると」の方針のもと、平成二十四年一月三十一日に「帰村宣言」をした。

川内村の復興住宅は2LDK、3LDKを併設して建設され、現在は五十世帯分の住宅が完成し、四十五世帯

が入居していた。今後復興が進み入居が増えれば、復興住宅は村営住宅に用途変更されるそうである。

本村の復興住宅については、1地区にだけ建設するのではなく、各地区の除染を早急に進め村内数ヶ所に建設し、まとまった人口となるよう配慮すべきと考える。



▲建設された応急仮設住宅(川内村)



▲食品放射能測定の様子(村役場本庁舎内)

食品の安全基準は

(産業厚生常任委員会)

村内の食品(主に山菜など)への放射性物質含有状況はどのようになっているのか、村役場庁舎で行っている放射線測定の現場を視察調査をした。

当日検査申請のあった、イチゴ等の放射線量についてはいずれも安全との事であった。

また、過去2ヶ月間の検査結果資料が提示されたが、採取場所が行政区名のみ示されているだけで、実際の場所には分からなかった。検査結果の公表については、採取地区や食品の種類をひとまとめにするのではなく、食品個々の詳細な採取地と線量値を明示して周知することが、住民の安心安全の観点から望ましいと考える。

平成24年

写真で示す 議会活動



▲バイオマス発電所視察
(会津若松市 2月22日)



▶各省庁陳情
(首相官邸
2月13日)



▶各省庁陳情
(農林水産省
7月5日)



▲木質バイオボイラ視察
(山形県最上町 6月25日)



▲除染物減容化回転式焼却炉視察
(岩手県大船渡市 8月28日)

議会を傍聴して

みませんか？

定例議会は年4回行われます。

(3月・6月・9月・12月)

次の定例会は、12月中旬の予定です。

日程が決まり次第、お知らせ

版及び村ホームページに掲載

しますのでご確認ください。



編集後記

飯館村敬老会が、今年も飯野小学校体育館で開催され、対象者一三九人のうち三二〇人が出席した。75歳以上の敬老者に祝い金が手渡され、16組の金婚夫婦が表彰されたあと、幼稚園児たちの遊戯や各団体の演芸が披露されにぎやかなお祝いとなった。

参加者は、久しぶりに会った懐かしさで、

お互いに手を取り合っ
て再会を喜び、「太って
しまった」と笑い合う
などこの日は避難生活
を忘れた一日となった。

発行責任者

議長 佐藤 長平

編集

広報編集特別委員会

委員長 大和田和夫

副委員長 菅野 義人

委員 大谷 友孝

“ 北原 経

“ 飯桶善二郎

“ 松下 義喜